

2006. 9. 28 第18号

地域づくりコミュニケーション — 農村振興メールマガジン —

農林水產省農村振興局

◆◆ 目 次 ◆◆

【 農村振興支援情報 】

- ## ■ 平成19年度農村振興局予算概算要求の概要

◇概算要求の重点事項

- ## ■ 農地・水・環境保全向上対策の取組

◇農地・水・環境保全向上対策モデル支援地区の紹介

- ## ■ 美しい農村を守り育むために

◇「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」の策定

～農村景観に配慮した事業の推進に向けて～

◆NPO法人等による地域活動への支援

～農村コミュニティ再生・活性化支援事業地区の紹介～

- ### ■ 地域の実態に応じた多様な取組

◇「グリーン・ツーリズム体験ツアー in いばらき」

◆魅力ある福井の地域資源を活かしたエコ・グリーンツーリズムの取組

～エコ・グリーンツーリズム強化推進事業～

◇岐阜県飛騨市の都市と農村の交流による活性化への取組

～そろそろはじめませんか？ 田舎暮らし!!～

- ## ■ 報告&お知らせ

◇平成18年度「立ち上がる農山漁村」第1回有識者会議を開催

◇あなたの地域の活動も応募してみませんか！

～「立ち上がる農山漁村」第3回選定募集のお知らせ～

■ 平成19年度農村振興局予算概算要求の概要

◇概算要求の重点事項

農林水産省では、平成19年度農林水産予算概算要求を8月29日（火）に省議決定し、31日（木）に財務省に要求しました。この中で、農村振興局関係の平成19年度概算要求額は、9,794億円（対前年度比118.4%）となっています。（地域再生基盤強化交付金措置額に対する概算要求基準に基づく要望額を含む場合は、10,196億円の要求額となります。）

平成19年度の農村振興局予算概算要求に当たっては、次の3つの施策の柱を掲げ、重点的に事業に取り組むこととしています。

1. 構造改革のための基盤づくりの新たな展開
2. 地域の活力を活かした農山漁村づくり
3. 地域資源を活かした潤いある国民生活の実現

以下では、第18号、第19号の2回に分けて、それぞれの施策の柱について、その概要を説明します。

◇構造改革のための基盤づくりの新たな展開

農業の構造改革の加速化を図る観点から、農業生産法人等の育成を緊急的に支援するなど、基盤整備を契機とした担い手の育成・確保や農地の利用促進を図るとともに、農業生産の基礎となる基幹的な農業水利ストックを効率的に更新・保全管理するための仕組みを整備するため、次の4つの重点事項を設定しています。

【重点1】水利ストックの有効活用

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業【公共】～新規～ 40億円
- 国営造成水利施設保全対策指導事業【公共】～拡充～ 18億円

【重点2】農業の構造改革の加速化に資する基盤整備

- 農業生産法人等育成緊急整備事業【公共】～新規～ 10億円
- 段階的基盤整備等実証事業【公共】～新規～ 10億円

【重点3】安全な食生活を支える基盤整備

- 食の安全・安心確保基盤整備推進対策【公共】～新規～ 1.5億円

【重点4】耕作放棄地対策の一層の推進

○耕作放棄地防止適正管理実証化事業委託【非公共】～新規～ 〇．5 億円
○農業生産の基盤の整備のうち遊休農地再活動緊急支援【非公共】

～拡充～（元気な地域づくり交付金）

406 億円の内数

詳細は農水省HPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/nouson/yosan/h19/point.html>

(総務課)

■ 農地・水・環境保全向上対策の取組

◇農地・水・環境保全向上対策モデル支援地区の紹介

○K県K市 T地区

本地区は、土地改良区の区域を基本として地区が形成されており、土地改良区の区域 1,200ha のうち 207ha を対象として活動が行われています。

本施策の導入前まで、農家の方々には、軽微な補修も含め、何でも土地改良区の仕事（土地改良区に言えば、何とかしてくれる）との認識が非常に強かつたのですが、モデル支援を導入したことにより、本対策の基本である「地域の資源は地域で保全していく」との考え方方が浸透し、農家の方の意識改革が著しく進んできています。

水路の目地詰めなどの軽微な補修も、モデル支援事業では、資材は支援交付金で購入して提供しますが、作業自体は集落の共同活動として率先して実施されるようになり、これまでのように土地改良区が外注する必要がなくなり、土地改良区にとってもコストの軽減や事務量の軽減に大きく貢献しているとのことです。

本地区の対象地域は 13 集落（行政区）をまとめた地域設定となっていますが、具体的な活動については、全体で行うよりも、集落単位で行った方がより効率的であるとの判断から、協定とは別に、集落毎に活動計画を策定して活動を実施しているのが、本地区の特徴です。この方式では、集落毎に計画を策定してもらう必要があるため、一手間かかりますが、農村環境向上活動など、より地域にとって身近な活動が設定出来ることもあり、地域の中での評判は良いようです。また、各集落に対する支援交付金の支出については、毎月 25 日締めで各集落からその月の実績を報告（出面、領収書なども添付）してもらい、実績に応じて各集落の代表者の口座に振り込む方式を取っています。

履行確認のための写真については、各集落にデジタルカメラを配布して、毎月の報告時に、カメラごと提出してもらい、写真印刷、実績報告書の作成は土地改良区が行うことで農家の事務負担の軽減を図っています。

○K県○町 U地区

本地区は、非農家住民の多い地区として、住宅地域に隣接した地区設定（50ha）が行われ、住宅地域の非農家も構成員となっています。

施策の導入に当たっては、非農家が多く、土地改良区ルートでは地域全体への説明が行き届かないことから、地元に対しては行政区（合計6区）の区長を通じて話を周知しました。ただし、行政区ルートだけですと、農業者が農業者のための施策ではなく、自治会の活動であるとの誤解が生じる可能性もあるた

修正

~~土地改良区においても総代会等で施策の導入について説明を行っています。~~
実際に地域に説明を行ってみると、農業者の参加については、農地・農業用

水等の保全活動もあり特に課題はありませんが、非農家の方については、住宅

街にはアパートなどもあり、行政区の活動も含めた地域の共同活動に対する認

~~成が薄いため、いかに興味を持って参加してもらうかが課題となっています。~~

この対策として、地区内には小学校があることから、~~学校教育の中で田んぼの~~
生き物調査に取り組んでもらったり、子供会が参加できるような活動を実施す

るなど、まずは子供たちに参加してもらい、そこから付き添いの親御さんにも

参加してもらう形で非農家の方を取り込んでいくことを検討しています。

なお、本地区的事務局は町が担っていますが、H19年度については地区が
~~増加し、町では対応出来なくなることから、土地改良区もしくは行政区に事務~~

~~局を担ってもらうことを検討しています。それでも、申請に必要な、面積の把~~

~~握、一筆調書の作成などは行政区では対応出来ないため、地区を立ち上げるま~~

では町が中心となって手続きを進めていく予定としています。

(農地・水・環境保全向上対策室)

■ 美しい農村を守り育むために

◇「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」の策定

～農村景観に配慮した事業の推進に向けて～

「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」は、平成17年10月より食料・農業・農村基本政策審議会農業農村整備部会技術小委員会において議論を重ね、平成18年5月に取りまとめられました。

この手引きは、農業農村整備事業において景観との調和への配慮を推進するに当たり、農村景観の分野として、景観の保全・形成の理念や配慮の考え方について初めて体系的に取りまとめられたものです。農村の美しい景観を保全・形成するという視点から、地域づくりを実践されている関係者の皆様にとり参考となることを期待しています。

具体的には、農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向、農村景観の美しさ

の捉え方など農村景観の保全、形成の基本的考え方、景観配慮対策の調査・計画・設計等の考え方など、農村景観を理解し、保全、形成するために必要な内容を取りまとめています。

なお、手引きの本文については、当省HPに掲載していますのでご覧ください。

農林水産省HP

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/nouson_sinkou/noson_seibibukai.htm

(事業計画課)

◇NPO法人等による地域活動への支援

～農村コミュニティ再生・活性化支援事業（計画）地区の紹介～

○地区名：茨城県霞ヶ浦・北浦流域地区

○団体名：特定非営利活動法人 アサザ基金

○テーマ：湖から食卓をつなぐ新しい社会システムの構築

NPO法人アサザ基金では、平成18年度に本事業を活用し、霞ヶ浦北浦で漁獲した未利用魚および外来魚を魚粉に加工、流域の農業者に肥飼料として使用し農産物を生産するとともに、その農産物を地域ブランド「湖がよろこぶ野菜たち」として確立、流通業への出荷とあわせ、農漁村の活性化をはかる事を行うこととしています。

この取組は地域のシンボルとしての湖を浄化することにより、事業に関わる地域の生活者の地域への誇りを醸成するとともに、他業種交流の勉強会、シンポジウムなどで、湖の流域に住む漁業者、農業者、生活者の意識の向上をはかります。

この取組で地域に与える効果は、「湖が喜ぶ」ビジネスモデルの構築と流通業をふくめた地域の農業、漁業の活性化が図られることです。取組を進めるうち、農業、漁業をはじめ消費者含めいわゆる「生活者」の日常の中に、湖の水質浄化への働きかけが内在しているという事を認識したとき、地域への愛着や誇りが今まで以上に醸成されることが期待できます。環境保全を切り口に、地元地域のビジネスボリュームが増え、農業、漁業、流通、住民含めて今まで以上の活性化を期待しています。

○地区名：富山県 利賀村地区

○団体名：特定非営利活動法人 グリーンツーリズムとやま

○テーマ：利賀村再生のための、組織・ネットワークづくり

南砺市旧利賀村はこれまで、世界演劇祭や世界そば博覧会など各種イベントを行ってきましたが、市町村合併等を契機に役場に代わる推進組織の設立や今後の利賀村の再生・活性化方向を位置付ける中長期計画を策定する必要に迫られています。

このため、定住促進や地域産業連携等の活動を地域の取り組みとして自立て行うことができる組織を設立し、また、ひと・もの・情報の交流等都市住民と地域を結びつけるネットワークづくりを行い、その活動の発展・継続を図ることを目的に、以下の取組を行うこととしています。

- ①地元住民代表、南砺市、富山県、NPO法人によるワークショップを開催し、定住促進と地域連携等を目指した、地域活性化組織利賀塾（仮称）の設立及び中長期計画の策定。
- ②旧利賀村出身者で構成される母村ネットワークにアンテナショップを設置し、利賀そばをはじめ地域ブランドの広報活動・販売促進等を行うとともに、法人化・企業化を図る。
- ③富山大学と連携し、そばと地域特産物の新技術開発を行うとともに、利賀村キャンパスの開設により定住促進に向けた都市農村交流の拠点として確立する。

（農村政策課）

■ 地域の実態に応じた多様な取組

◇「グリーン・ツーリズム体験ツアー in いばらき」

茨城県では平成6年の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の制定を受け、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する茨城県基本方針を策定し、各種事業に取り組んでいます。

平成18年度は、国の補助事業の活用や（財）都市農山漁村交流活性化機構などと連携した事業の一環として、いばらきの様々な農村体験を1泊2日でたっぷり楽しめる「グリーン・ツーリズム体験ツアー」を県内5コースで開催します。

具体的には、石岡市八郷で間伐体験、北茨城市で漁船体験、常陸太田市でそば打ち・滝巡り、大子町でリンゴ狩り・餅つき、つくばみらい市で稲刈り・里山散策などの内容です。

また、各地ではおいしいお米や地元の新鮮な食材を使った料理を楽しむことができ、いずれも、茨城県内にこんな良い農村があったのか、と実感できる体

験ツアーです。

10月5日（木）～10月9日（月）の期間で開催しますので、是非、ご参加ください。

体験ツアーの詳細については次のサイトをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/nokan/ibarakigt.htm>

(茨城県農村環境課寄稿)

◇魅力ある福井の地域資源を活かしたエコ・グリーンツーリズムの取組

～エコ・グリーンツーリズム強化推進事業～

福井県では、今年度から都市と農村の交流による誘客の促進および地域の活性化を図るため、県外からの誘客を主眼としたツアー等の実施主体への支援を行う「エコ・グリーンツーリズム強化推進事業」を実施しています。支援対象者は、農業者、各種団体、観光協会、市町等で組織するグループであり、支援の対象となる活動内容は、体験コースの企画・実施、受入れ体制の整備、インストラクター等の育成、農家民宿の促進、情報の発信等です。

今年度は、公募を行い、「農と地域のふれあいネットワーク」（福井市）、「奥越前まんまるサイト」（大野市）、「ロハス越前」（越前市）、「若狭美浜はあとふる体験推進協議会」（美浜町）の4団体を支援団体として決定しました。

現在、福井ならではの豊かな自然と田舎暮らしを楽しめる各種体験ツアーを実施していますので、ぜひとも次のサイトをご覧いただき、福井の魅力を満喫できるツアーにご参加ください。

<http://info.pref.fukui.jp/nourin/gt/panfu/tour.html>

このほか、空き家改修、市民農園開設を行う団体等を支援する「新ふくい人誘致促進事業」を実施しており、これらの事業により「福井の魅力」を積極的にPRし、都市と農村交流、定住の促進、地域の活性化を図る施策を推進していきます。

(福井県農林水産部農林水産振興課寄稿)

◇岐阜県飛騨市の都市と農村の交流による活性化への取組

～そろそろはじめませんか？ 田舎暮らし！！～

岐阜県飛騨市では、人口の増加及び定住を促進し、農村機能の維持及び都市部と農村部の交流による活性化を図るため、「飛騨市田舎暮らし斡旋支援公社」を設置し、物件所有者から空家・田畠・山林などの情報を収集し、田舎暮らし

を希望するU I Jターン者に空家の紹介・農業指導・就職相談などの支援を行っています。

また、木造2階建の農家を改修整備し、田舎暮らしを希望する方に田舎暮らし体験モデル住宅として賃貸を行っています。

その他、都市部居住者で田舎暮らしを希望し、飛騨市に存在する空家を購入若しくは賃貸し住民登録をした方で、リフォームをされる方に対しても支援を行っています。

詳細については、次のサイトをご覧ください。

<http://www.city.hida.gifu.jp/inaka/index.htm>

(岐阜県飛騨市田舎暮らし斡旋支援公社寄稿)

■ 報告&お知らせ

◇平成18年度「立ち上がる農山漁村」第1回有識者会議を開催

平成18年度 第1回有識者会議が9月5日に首相官邸小ホールにおいて開催され、有識者会議委員をはじめ、小泉内閣総理大臣、安倍内閣官房長官、中馬地域再生担当大臣、金子農林水産大臣政務官が出席しました。

(有)ヒルトップファームの山北取締役、(株)生産者連合デコポンの佐藤海外事業部長、(有)桜江町桑茶生産組合の古野代表取締役から各々の產品の前で活動紹介がされ、続く意見交換会に先だって小泉総理より「農山漁村は食料を支えている日本の文化だ。日本の農産物はおいしいうえ、安全で健康にもよい。地域の発展と健康のため、今後も頑張って欲しい。」と挨拶がありました。

意見交換会後の会議では「立ち上がる農山漁村」第3回選定・公募についての方針が決定されました。

◇あなたの地域の活動も応募してみませんか！

～「立ち上がる農山漁村」第3回選定募集のお知らせ～

農林水産業を核として自分たちの地域の力で活発な取組みを行い、地域を元気にしている事例を募集しています。

「立ち上がる農山漁村」として選定されると、政府関係者や有識者会議委員が現地を訪れて意見交換をしたり、政府広報やシンポジウム、ホームページなど、さまざまな手段を通じて取組みを紹介します。このようにして「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組みの輪を全国に広げていきたいと考えています。

未来の活力にあふれるあなたの地域も仲間に加わってみませんか！

応募方法等の詳細については以下のサイトをご覧ください。

公募情報サイト：<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/H18koubo.htm>

また、「立ち上がる農山漁村」の取組については、首相官邸HPや農林水産省HPにも掲載しています。

首相官邸HP：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syokuryo/tatiagaru/index.html>

農林水産省HP：<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm>

(農村政策課)

■ 農村振興局各課の紹介

◇資源課を紹介します！

資源課は、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な執行を図るため、「土地、水（農業水利施設を含む）、生物」を地域資源として総合的にとらえ、これらの開発・活用・保全に必要な基礎的、専門的、技術的事項に係る手法及び技術の開発、基準の作成等のための調査並びにこれらに関する関係機関との連絡調整に係る業務を所掌しています。

具体的な業務内容としては、①土地その他の資源の調査、②地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域の指定及び廃止、③土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案、④土地改良事業計画の技術的な基準の作成、⑤土地改良事業に係る営農計画の実施に関する指導に関することです。

農業・農村が有する多面的機能や、豊かな自然環境等に対する国民的な期待が高まっている中、「土地、水、生物」等の地域資源を将来にわたって良好な状態で保全管理・利活用し、農業の持続的な発展や多面的機能の発揮を図ることがますます重要となっています。課員一同、こうした目標に向かって関係業務に取り組んで参りますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

(資源課)

◆◇ 編集後記 ◇◆

各地で稲刈りが終盤を迎えていました。最近は効率化が進み、コンバインによる刈取りと人工乾燥によるものがほとんどで、「はさがけ」などによる自然乾燥は棚田などの一部を除いてはあまり見られなくなりました。

このはさがけなどで乾燥させた自然乾燥米は、人工乾燥米と比べて照りや食味もずっと良く、最近では自然乾燥米として消費者にも人気があり、高付加価値商品として注目されています。また、このはさがけ風景は昔から農村を代表する秋の風物詩ともなっています。

「美しい農村景観」の中で収穫された「美味しいお米」はもうすぐ店頭に並

ぶことでしょう。みなさんもぜひご賞味してみてはいかがですか。(S)

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

本メールマガジンに対する皆さまの声をご遠慮なくお寄せください。また、皆さまの地域での活動や取組の紹介などもお願いします。皆さまからのご質問・ご意見、地域の活動などの情報につきましては、可能なかぎり回答あるいは紹介させていただきます。

また、読者の輪を更に拡げていきたいと考えていますので、皆さまにおいて本メールマガジンに関心を持っていただけそうな方をご存じでしたら、どしどしご紹介いただきますようお願いします。

■ 編集発行

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農村振興局企画部農村政策課（担当）佐藤

TEL:03-3502-5946 FAX:03-3595-6340 mail:mailto:nouson_mm@nm.maff.go.jp
